

Ver. 1.2

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく
温室効果ガス吸収プロジェクト計画書

プロジェクト名	鳥取県旧佐治村地域における森林吸収プロジェクト「五しの里の森づくり」
プロジェクト 代表事業者名	八頭中央森林組合 代表理事組合長 前田幸己

提出日 2013 年 1 月 11 日

受理日 2013 年 1 月 11 日

最終版提出日 2013 年 2 月 4 日

A:参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	八頭中央森林組合(ヤズチュウオウシンリンクミアイ)		
住所	鳥取県八頭郡八頭町郡家 673 番地 10		
代表者氏名	前田幸己	担当者氏名	露木至
担当者所属	経営計画推進課	担当者役職	
担当者 E-mail	yazuchuo-rinsan@yazuchuo.com	担当者電話番号	0858-72-1111
プロジェクトでの役割	プロジェクトの実施、プロジェクトの総括、吸収量の算定、各種申請		
プロジェクト事業者 ※2			
事業者名(フリガナ)	プロジェクト代表事業者に同じ		
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割			
プロジェクト参加者 ※3,4			
氏名(フリガナ)	前田敬(マエタタカシ)		
住所	鳥取市佐治町大井 202	電話番号	0858-88-0436
プロジェクトでの役割	森林所有者		
プロジェクト参加者 ※3,4			
氏名(フリガナ)	遠藤裕治郎(エンドウユウジロウ)		
住所	鳥取市佐治町栃原 66	電話番号	0858-89-1414
プロジェクトでの役割	森林所有者		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	八頭中央森林組合(ヤズチュウオウシンリンクミアイ)		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6	未開設		
ダブルカウントの防止の措置※7			
ダブルカウントの防止 措置を講ずる事業者 等	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: 八頭中央森林組合		

<p>ダブルカウント の防止措置内 容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VÉR)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p>□ <input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p>□ 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p>□ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p>□ <input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VÉR)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要があります。</p>
---------------------------------	---

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

ホームページ
 ホームページ URL: http://www9.ocn.ne.jp/~yazuchuo/

出版物 (環境報告書/定期刊行物)

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

- 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
- 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。
- 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
- 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
 制度名: _____

その他
 具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

- ※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2:プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス吸収活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3:プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。
- ※4:プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5:オフセット・クレジット(J-VÉR)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- ※6:オフセット・クレジット(J-VÉR)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※7:オフセット・クレジット(J-VÉR)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度利用約款、並びに実施規則 1.4 クレジットの二重使用(ダブルカウント)を参照すること。

B:プロジェクト活動の概要①										
B.1 プロジェクト活動	項目									
	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>【目的】 鳥取県鳥取市佐治町(旧八頭郡佐治村)旧四校区の森林を持続的に管理・育成するため森林施業計画に基づく適切な間伐を実施し、健全な水源涵養機能・山地災害防止機能を維持するとともに、光合成による二酸化炭素の吸収を促進する。</p> <p>【内容】 間伐した森林の二酸化炭素吸収量について、オフセットクレジット(J-VER)を取得・販売し、その追加的資金により、①旧四校区の森林の整備を加速し地域林業の活性化と森林の公益性を増進させる。②オフセットクレジット購入者を地元へ招いて地域間交流の拡大を促し地元山村を活性化する。③関係する各方面(山村から都市まで)への普及・啓発活動を通じて低炭素社会づくりを推進する。</p>									
	<p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>【森林の現況(森林タイプ(人工林、天然林の区別等)及び樹種別の面積が含まれていること)】</p> <p>1-1 鳥取市佐治町旧四校区の現況 鳥取市佐治町は、岡山県と県境で接する山間地にあり、旧四校区はその中の最も奥地に位置し急峻な森林を抱えている。森林面積は 1,004.3ha あり、そのうちの人工林は 626.7ha(62.4%)、天然林は 370.1ha(36.8%)である。人工林のうち 81.0%が造林主要樹種であるスギで構成されている。 旧四校区内の山林のほとんどは、水源涵養機能・山地災害防止機能の維持増進を図る必要のある水土保持林であり、その一部は国定公園特別地域に指定されている。</p> <p>1-2 本プロジェクト対象地の森林の現況 モニタリングエリア対象森林</p>									
	樹種	～5 齢級	6 齢級	7～8 齢級	9 齢級	10 齢級	11 齢級	12 齢級	13～ 齢級	計
	スギ	—	0.51ha	—	3.50ha	3.46ha	—	1.24ha	—	8.71ha
その他									—	
<p>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段</p> <p>プロジェクト実施地は、森林施業計画の認定を受けた森林であり、2007 年および 2008 年に間伐を行った。 主伐は、「森林施業計画に関する長期の方針」に基づき、標準伐期齢×2-10 年以上の時期に実施する。※鳥取市森林整備計画(資料 4-4)に規定されるスギ(立木)の標準伐期齢は 40 年</p> <p>【間伐間隔】 スギの標準伐期齢未満で 10 年間隔、標準伐期齢以上で 15 年間隔。</p> <p>【定量間伐か、定性間伐か】 定性間伐。</p> <p>【間伐率】 材積にかかる伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。</p>										

	【その他の削減・吸収達成手段】 特になし				
B.2 採用技術	プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))				
	機器名	メーカー名			
	コンパス	牛方商会			
	ハマキ 14	セキスイ			
	TRUPULSE360	レーザーテック ノロジー			
	材木尺	シンワ			
	耐用年数	導入時期			
	—	—			
	5 年	H23 年度			
	5 年	H23 年度			
	—	—			
	5 年	H20 年度			
	備考				
	面積測量				
	距離測定				
	樹高測定				
	胸高直径測定				
	緯度経度測定				
B.3 プロジェクト 実施場所	実施事業所名	八頭中央森林組合			
	住所	(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)			
		縣市町	大字	字	番地
		鳥取県鳥取市佐治町	尾際	ミナミヒラオダニ	1212-23, 103-3, -10, -11, -13, -15
"	尾際	ミナミヒラフルハタケ	810-1, 1212-59		
"	栃原	ヨンダニ	403		

(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、各方法論巻末の別添資料 1「妥当性確認にあたって準備が必要な資料一覧」に記載された資料を適宜添付すること)

鳥取県

鳥取市佐治町(旧佐治村)

鳥取県

鳥取市佐治町(旧佐治村)全図

モニタリングエリアの分布

概要

B プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間		2007年 4月 1日 ~ 2013年 3月 31日 (6年0ヶ月)					
B.5 クレジット期間 ※1		2008年 4月 1日 ~ 2013年 3月 31日					
B.6 想定排出削減 ・吸収量 ※2	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	83	83	83	82	82	413
B.7 モニタリング報告の頻度		2013年に 1回を予定					
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称	鳥取県造林事業費補助金					
	補助金額 (申請額含む)	1,053,168 円					
	補助対象年月日	2007年 4月 1日 ~ 2009年 3月 31日					
	補助金を受給している ことを証明する書類	(施業履歴及び林齢樹種ごとの実測面積の証跡として使用する補助金受給事業については、資料を必ず添付すること) 資料 1-S(1) 補助金受給の証(19年度) 資料 1-S(2) 補助金受給の証(20年度)					
B.9 備考	<p>①プロジェクトの吸収量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定する 林野火災などの森林消失、病虫害、風雪害等が考えられる。</p> <p>②各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する (リスクの例については、「記入要領」を必ず参照のこと) 巡検活動を行い、プロジェクト対象地の状況を把握し、リスク要因に挙げた事象の未然防止・早期発見に努め、事象発生時の迅速な対応が可能な体制を構築することによりリスクを軽減する。 適切な間伐等の手入れを継続することにより、森林の健全性を保ち、気象害や病虫害に強い森林を形成する。 また、モニタリング時にモニタリング計画書の樹種・林齢の情報と現地林分の状態の齟齬が発見された場合については、データを訂正し吸収量算出の誤りの発生のリスクを管理する。</p>						

※1:クレジット期間は、2008年 4月 1日~2013年 3月 31日の間で設定すること。

※2:想定排出削減・吸収量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。なお、想定削減・吸収量は合計値において小数点以下を切り捨てること。

C: 適用方法論		
C.1 適用方法論	方法論番号	No. R. <u>001</u> ver. <u>6.2</u>
	方法論名称	森林経営活動によるCO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)
C.2 方法論の適格性基準との整合性	条件	説明 ※1
	C.2.1 条件1	本プロジェクト対象地は、森林法第 5 条に定める森林(千代川地域森林計画:H24.4.1~H34.3.31)であり、森林施業計画対象の森林である。
	C.2.2 条件2	プロジェクト実施地において行われた施業は以下の 3 つの条件を満たしている。 ○クレジット発行対象期間内(2008 年 4 月 1 日~2013 年 3 月 31 日)に当該プロジェクト実施地の森林施業計画や森林認証の森林計画書において土地転用および主伐は計画されていない。 ○2007 年 4 月 1 日以降に森林施業計画に基づき施業(間伐)されたものである。 ○2013 年 3 月 31 日までの計画策定がされている。
	C.2.3 条件3	施業計画の認定番号 <u>鳥取佐治 17-4、佐治 21-3、18 佐治-5、佐治 22-4</u> (プロジェクト期間に係るすべての施業計画について認定番号を記載)
	C.2.4 条件4	<R002(Ver.4.0 以降)又は R003(Ver.4.0 以降)の場合> 該当なし

<p>C.3 適用するガイドライン等</p>	<p>C.3.1 ガイドライン等への準拠</p>	<p>(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">準拠の説明</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 一部準拠しない*</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。</p> <p>* モニタリングガイドライン(森林管理プロジェクト用)に記載されていない算定方法等の提案を行う場合は、当該欄に提案内容を明記すること。たとえば、収穫予想表の読み取りにおいて、同ガイドライン ver1.8 の II-24~25 の、「パターン2: 文献・資料(国・地方自治体および国・地方自治体が設置した公的機関や日本学術会議協力学術研究団体が公表されている査読されたものに限る)に基づく方法」に記載されている以下①または②のいずれかの提案を行う場合、下記に提案内容を明記すること。</p> <p>① 幹材積が、毎年の林齢もしくは 5 年ごとの林齢以外の区分で記載されている、あるいは、II-24 記載の 1) 2) 以外の読み取り方法を提案する場合 提案内容: 該当なし</p> <p>② 収穫予想表の想定される林齢よりも高齢林を対象とする場合に、別途当該林齢の幹材積の求め方を提案する場合 提案内容: 該当なし</p> <p>③ その他 提案内容: 該当なし</p>	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/> 全く準拠しない		<input type="checkbox"/> 一部準拠しない*		<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する	
準拠の説明	説明									
<input type="checkbox"/> 全く準拠しない										
<input type="checkbox"/> 一部準拠しない*										
<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する										

	<p>C.3.2 ガイドライン等が複数ある場合の選択</p>	<p>(オフセット・クレジット(J-VET)制度モニタリング方法ガイドラインのモニタリングパターンを選択する場合)</p> <table border="1" data-bbox="552 365 1406 1095"> <thead> <tr> <th>モニタリングパラメータ</th> <th>モニタリングパターン</th> <th>選択の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">活動量</td> <td><input type="checkbox"/> 森林 GIS</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 実測</td> <td>正確性を見込めるため。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">拡大係数</td> <td><input type="checkbox"/> 実測</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等</td> <td>汎用性の高い「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」を採用する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">収穫予想表</td> <td><input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料 (行政機関の資料・学術論文等)</td> <td>文献名: スギ人工林収穫予想表等作成に関する基礎調査書 (鳥取県農林水産部) ※資料 4-1 該当ページ: 121 ~ 125 ページ</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 選択理由の説明においては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。</p>	モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由	活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS		<input checked="" type="checkbox"/> 実測	正確性を見込めるため。	拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測		<input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	汎用性の高い「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」を採用する。	収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等)		<input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料 (行政機関の資料・学術論文等)	文献名: スギ人工林収穫予想表等作成に関する基礎調査書 (鳥取県農林水産部) ※資料 4-1 該当ページ: 121 ~ 125 ページ
モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由																		
活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS																			
	<input checked="" type="checkbox"/> 実測	正確性を見込めるため。																		
拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測																			
	<input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	汎用性の高い「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」を採用する。																		
収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等)																			
	<input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料 (行政機関の資料・学術論文等)	文献名: スギ人工林収穫予想表等作成に関する基礎調査書 (鳥取県農林水産部) ※資料 4-1 該当ページ: 121 ~ 125 ページ																		
<p>C.4 プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)</p>	<p>C.4.1 ベースラインシナリオ(BLS)の特定</p>	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)</p> <p>森林を適切な状態に保つために必要な間伐が 2007 年以降実施されていない状態。</p> <p>(ベースラインシナリオ特定に使用したデータの信頼性・入手可能性)</p> <table border="1" data-bbox="552 1581 1394 1778"> <thead> <tr> <th>データの信頼性・入手可能性</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 低い</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 低くない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	データの信頼性・入手可能性	説明	<input type="checkbox"/> 低い		<input checked="" type="checkbox"/> 低くない													
データの信頼性・入手可能性	説明																			
<input type="checkbox"/> 低い																				
<input checked="" type="checkbox"/> 低くない																				

		<p>(森林施業計画通りに施業を実施しない可能性に関する情報)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 40%;">施業計画通りに実施しない可能性</th> <th style="width: 60%;">説明</th> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 可能性がある</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない</td> <td></td> </tr> </table> <p>(プロジェクトの対象である森林が転用される可能性に関する情報)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 40%;">転用の可能性</th> <th style="width: 60%;">説明</th> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 可能性がある</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない</td> <td></td> </tr> </table>	施業計画通りに実施しない可能性	説明	<input type="checkbox"/> 可能性がある		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない		転用の可能性	説明	<input type="checkbox"/> 可能性がある		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない	
	施業計画通りに実施しない可能性	説明												
<input type="checkbox"/> 可能性がある														
<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない														
転用の可能性	説明													
<input type="checkbox"/> 可能性がある														
<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない														
<p>C.4.2BLS に 関連した温室効果ガス 排出源・吸収源の特定</p>		<p>(温室効果ガス排出源・吸収源)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 60%;">温室効果ガス排出源・吸収源</th> <th style="width: 40%;">説明</th> </tr> <tr> <td>森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源</td> <td>地上部バイオマス 地下部バイオマス</td> </tr> <tr> <td>上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源</td> <td>該当なし</td> </tr> </table> <p>リーケージに関しては、以下のリストから該当するものがあればボックスにチェックを入れること。また、チェックしたリーケージは、モニタリングプランにおいて定量化すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">リーケージの種類</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加</td> <td>該当なし</td> </tr> </table>	温室効果ガス排出源・吸収源	説明	森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス 地下部バイオマス	上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	該当なし	リーケージの種類	説明	<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	該当なし	<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	該当なし
温室効果ガス排出源・吸収源	説明													
森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス 地下部バイオマス													
上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	該当なし													
リーケージの種類	説明													
<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	該当なし													
<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	該当なし													

		<p>(温室効果ガス排出源・吸収源を特定するために使用した追加的な基準)</p> <table border="1" data-bbox="555 315 1401 510"> <tr> <th data-bbox="555 315 895 412">温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準</th> <th data-bbox="895 315 1401 412">説明</th> </tr> <tr> <td data-bbox="555 412 895 461"><input type="checkbox"/> 使用</td> <td data-bbox="895 412 1401 461"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 461 895 510"><input checked="" type="checkbox"/> 使用しない</td> <td data-bbox="895 461 1401 510"></td> </tr> </table>	温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準	説明	<input type="checkbox"/> 使用		<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない	
温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準	説明							
<input type="checkbox"/> 使用								
<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない								
<p>C.5 排出量・ 吸収量の定 量化</p>	<p>C.5.1 不確か なデータの使 用</p>	<p>(吸収量の定量化における不確かなデータの使用)</p> <table border="1" data-bbox="555 705 1283 952"> <tr> <th data-bbox="555 705 807 801">不確かなデータの使 用</th> <th data-bbox="807 705 1283 801">説明</th> </tr> <tr> <td data-bbox="555 801 807 898"><input type="checkbox"/> 使用する</td> <td data-bbox="807 801 1283 898">(不確かなデータを使用することによる吸収 量の過大評価がないことを説明すること。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 898 807 952"><input checked="" type="checkbox"/> 使用しない</td> <td data-bbox="807 898 1283 952"></td> </tr> </table>	不確かなデータの使 用	説明	<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収 量の過大評価がないことを説明すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない	
不確かなデータの使 用	説明							
<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収 量の過大評価がないことを説明すること。)							
<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない								
<p>C.6 モニタリ ングプロット の設置</p>	<p>C.5.2 モニタリ ング対象とな らない排出 源・吸収源</p>	<p>(モニタリングプランを作成する上で、モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源が存在する)</p> <table border="1" data-bbox="555 1099 1401 1346"> <tr> <th data-bbox="555 1099 871 1245">モニタリング報告対象となら ないプロジェクト固有の排出 源・吸収源</th> <th data-bbox="871 1099 1401 1245">説明</th> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1245 871 1294"><input type="checkbox"/> 存在する</td> <td data-bbox="871 1245 1401 1294"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1294 871 1346"><input checked="" type="checkbox"/> 存在しない</td> <td data-bbox="871 1294 1401 1346"></td> </tr> </table>	モニタリング報告対象となら ないプロジェクト固有の排出 源・吸収源	説明	<input type="checkbox"/> 存在する		<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない	
モニタリング報告対象となら ないプロジェクト固有の排出 源・吸収源	説明							
<input type="checkbox"/> 存在する								
<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない								
		<p>(モニタリングプロットの設定方法に関する記述)</p> <p>モニタリングガイドラインに従い、地形、林齢、斜面位置を勘案して保守的な観点に立ち対象樹種の生育が中庸と見做される位置にプロット設置個所を選定する。</p> <p>現地踏査を行い、対象樹種の生育に異常のないこと及び再到達可能な場所であることを確認する。プロット設定箇所が明確にわかるよう左下隅に杭を打設し、地図上に図示するとともにGPSによる位置情報を記録する。</p> <p>(モニタリングプロットに対応した資料の準備)</p> <p>資料3-3①:モニタリングエリア分布図 資料3-3②:モニタリングプロット位置図</p>						

C.7 備考		特になし
--------	--	------

※1:方法論の条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。

D:その他				
D.1 関連する許認可及び関連法令	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。*届け出等が必要な場合は、届け出済みか、予定かを明記のうえ、予定の場合はいつごろ提出予定かも明示すること。</p>			
			該当しない	該当する*
	1	森林・林業基本法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 9 条 森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)
	2	森林法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 5 条 地域森林計画 <input checked="" type="checkbox"/> 第 11 条 森林施業計画 <input checked="" type="checkbox"/> その他(第 34 条 保安林における制限)
	3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4	種の保存法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5	鳥獣保護法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

<p>D.2 ステークホルダー (森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者等)のコメント</p>	<p>【プロジェクト対象森林の所有者が、プロジェクト代表事業者等に含まれない場合】プロジェクト代表事業者等と森林所有者の間で持続性の担保について確認・合意したことの証拠 * プロジェクト対象森林について、所有者以外に権利を有する者(入会権者等)が存在する場合も、持続性担保について確認・合意したことの証拠が必要となる。</p> <p>本プロジェクトに関して、プロジェクト代表事業者と森林所有者(2名)が連携して活動することを申し合わせており、J-VERにかかる権利と義務の所在について覚書を交わしている(資料1-3 権利と義務に関する覚書)。</p> <p>【間伐促進型プロジェクトで、プロジェクト対象地に含まれない森林所有者がいる場合】間伐を実施しない森林所有者に対して、持続性を担保するために実施した説明会等を実施したことの証拠 * プロジェクト対象地に含まれない森林について、所有者以外に権利を有する者(入会権者等)が存在する場合も、持続性担保に必要な説明会等の証拠が必要となる。</p> <p>森林施業計画内のプロジェクト対象地に含まれない森林所有者に対し、持続性を担保するための説明会を行い承諾を得られた(資料3-E②)。</p>
<p>D.3 その他特記事項</p>	<p>特になし</p>